

ウクライナ避難民支援プロジェクトチーム設置要綱

(目的)

第1条 ロシアのウクライナへの軍事侵攻に伴い、大阪市民を頼ってウクライナから市内へ避難された方々の支援及びサポートを目的として、ウクライナ避難民支援プロジェクトチーム（以下「ウクライナ避難民支援PT」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ウクライナ避難民支援PTは、次に掲げる事項について協議し、課題の抽出及び必要な対策について検討する。

- (1) ウクライナ避難民の支援およびサポートに関すること
- (2) その他上記以外の必要な事項に関すること

(組織)

第3条 ウクライナ避難民支援PTは別表1のとおりリーダー、サブリーダー2名及びメンバーをもって構成する。

2 リーダーは、必要があると認める者を追加することができる。

(運営)

第4条 リーダーは、ウクライナ避難民支援PTを招集し、これを主宰する。

2 サブリーダーはリーダーを補佐し、リーダーが不在のときは、あらかじめリーダーが指名するサブリーダーがその職務を代理する。

3 リーダーが必要と認めるときは、メンバー以外の者に会議への出席を求めることができる。

(ワーキンググループの設置)

第5条 リーダーは、ウクライナ避難民支援PTの協議事項に関し、詳細な検討を行うため、ワーキンググループを設置する。ワーキンググループは、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。ただし、必要があると認めるときは、その都度メンバーを追加することができる。

(庶務)

第6条 ウクライナ避難民支援PTの事務局は、経済戦略局国際交流部国際交流担当に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ウクライナ避難民支援PTの運営に関し必要な事項はリーダーが定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1【ウクライナ避難民支援PT】

リーダー	経済戦略局国際交流部が所管する事務を担当する副市長
サブリーダー	経済戦略局長、市民局長
メンバー	区長会議会長 契約管財局長 福祉局長 こども青少年局長 都市整備局長 教育長
事務局	経済戦略局国際交流部国際交流担当

別表2【ワーキンググループ】

リーダー	経済戦略局国際交流部国際交流担当課長 市民局ダイバーシティ推進室多文化共生担当課長
メンバー	経済戦略局立地推進部国際経済拠点担当課長 区長会議会長の属する区の総務課長 市民局区政支援室区行政制度担当課長 契約管財局契約部制度課長 契約管財局契約部委託・物品契約担当課長 福祉局総務部総務課長 こども青少年局企画部総務課長 都市整備局住宅部管理課長 教育委員会事務局総務部連絡調整担当課長 教育委員会事務局指導部初等・中学校教育担当課長 教育委員会事務局指導部首席指導主事 公益財団法人大阪国際交流センター事務局次長
事務局	経済戦略局国際交流部国際交流担当